

【 科目 1 】 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問題 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- 2 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3に該当するすべての建材であり、調査者は、工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- 3 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- 4 2022（令和4）年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100㎡以上の建築物の解体工事は、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

問題 2 「石綿の定義、種類、特性」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 厚生労働省の通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソファイト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- 2 角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒライトの2鉱物を含むパーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告されているが、日本では建材中に存在が確認された報告はない。
- 3 アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- 4 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

問題 3 「石綿の定義、種類、特性」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿の特性として、引張りには弱いですが、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- 2 レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿等はこのカテゴリーに含まれる。
- 3 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。
- 4 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。

問題 4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等がある。
- 2 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や、平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や、痰を伴うことが多い。
- 3 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- 4 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

問題 5 「建築物と石綿関連疾病、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と石綿関連疾患の発症には相関がある。
- 2 肺がんの死亡率は、石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- 3 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。
- 4 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。

【 科目 2 】 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問題 1 「大気汚染防止法、建築基準法、その他関係法令」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- 2 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- 3 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務付けられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。

問題 2 「大気汚染防止法、建築基準法、その他関係法令」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- 2 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- 3 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が200㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県へ報告が義務付けられている。
- 4 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届の届出者は、発注者又は自主施工者である。

問題 3 「石綿含有建材調査者」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿は、建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突等の工作物のほか、機械・工具の類にも多く使用されてきた。
- 2 解体・改修工事の施工者や、建築物の所有者等は、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- 3 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や、工法にも精通しておくことが必要である。
- 4 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて、調査者の推測判断を行う。

問題 4 「石綿含有建材調査者」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や、占有者等の個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。
- 2 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者は、常に情報収集の努力が必要である。
- 3 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有することも必要である。
- 4 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならない。

問題 5 「事前調査の具体的手順の例」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。
- 2 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- 3 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- 4 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や、建物履歴等のヒアリング情報から推測し、現地調査のための事前準備を行う。

【 科目 3 】 石綿含有建材の建築図面調査

問題 1 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法において、劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
- 2 建築基準法において「床（構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- 3 建築基準法において「梁（構造上重要ではない小梁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

問題 2 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法施行令第1条3号において、「構造耐力上主要な部分」について、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。
- 2 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- 3 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- 4 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問題 3 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法で定められる「異種用途区画」とは、用途や、管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
- 2 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造又は準耐火構造としなければならない。
- 3 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタル等で、20分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂、その他の損傷を生じなく、また、避難上有害な煙や、ガスを生じない仕上げ材料のことである。
- 4 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。

問題 4 「建築設備」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。
- 2 電気設備において、ケーブルが上下階や、壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。
- 3 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、吸音をかねてファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿が施工されていた。
- 4 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や、配管エルボの保温に使われており、また、ボイラー室の壁や、天井に、吹付け石綿は使用されていた。

問題 5 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 書面調査の前に改修履歴や、設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- 2 石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」、「ロックウール」、「バーミキュライト」と「水」である。
- 3 スラブと外壁の間の層間部や、カーテンウォールのファスナー部、ブレース等の箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- 4 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.3以上(耐火の場合)である。

問題 6 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶等に多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部等の保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- 2 石綿含有耐火被覆板は、1963（昭和38）年頃から使用され、工場にて、アモサイト等の「石綿」を基材として「セメント」と「水」とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのもので製造された。
- 3 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。
- 4 屋根用折板石綿断熱材のうち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。

問題 7 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の対象となる。
- 2 調査対象建築物の施工時期がわかっても、レベル3の石綿含有建材を推定することはできない。
- 3 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期とそれぞれの材料の製造時期を把握し、比較することが大切である。
- 4 レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や、品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。

問題 8 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961（昭和36）年から1987（昭和62）年までである。
- 2 レベル3の建材において、「無石綿」、「無石綿製品」の表示があっても、その表示は製造時の法令による基準におけるものであり、現在の0.1重量パーセント基準では、それだけでは石綿無しとはいえない。
- 3 レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ルーフィングの製造時期は、1937（昭和12）年から1987（昭和62）年までである。
- 4 「aマーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、1989（平成元）年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、1995（平成7）年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。

問題 9 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室等のタイル下地には使用されていない。
- 2 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所等の内装材として壁材及び天井下地材に使用されている。

- 3 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や、天井等に使用されている。
- 4 複合パネルは、表面をタイル模様加工した押出成形セメント板の製品もある。

問題 10 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場等の屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
- 2 石綿含有スレート波板は、工場塗装した化粧波形スレートがあり、また、現場での塗装仕上げも行われている。
- 3 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿すべてを原料としている。
- 4 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設等の床に多く使用されている。

問題 11 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
- 2 石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- 3 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。
- 4 石綿含有仕上塗材・下地調整塗材に使用された石綿はクリソタイルが多いが、中にはアモサイトや、トレモライトが使用されている場合がある。

問題 12 「書面調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- 2 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- 3 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材の背景・知識を習得しておくことが重要である。
- 4 設計図書や、竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、く、また、必ずしも建築物の現状を現したものと限らない。

問題 13 「図面の種類と読み方」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- 2 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
- 3 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や、特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図等にある。
- 4 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」等がある。

問題 14 「図面の種類と読み方」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 調査に当たる際は、建築確認図等の借用について、建築物所有者等の関係者の許可が必要である。
- 2 建築図面等を借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- 3 発注者等へのヒアリングは、依頼者、立会者を対象とするが、過去の工事の経緯をよく知っているからといって、よく工事を依頼している特定の工事会社も対象として行うことは情報漏えいの観点から望ましくない。
- 4 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等において、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日及び用途変更を伴うものかなどを確認する。

【 科目 4 】 現地調査の実際と留意点

問題 1 「現地調査の流れ」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 事前調査について、事前の計画や、準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や、依頼者からの信頼を失うものとなる。
- 2 現地調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
- 3 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- 4 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者等であり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人等異なった条件のこともあるので注意が必要である。

問題 2 「事前準備」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネス スーツ等の平服で調査することが適切である。
- 2 調査対象の現場が高所のときには、脚立等の足場を用いる。また、建材等を取り外すときには、バール、ハンマー、ベビーサンダー等が必要となる。
- 3 調査対象の現場が高所のときには、墜落制止用器具を使用する。
- 4 調査時の装備について第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡視」等と表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けること等が考えられる。

問題 3 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や、壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- 2 現地調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
- 3 現地調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- 4 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

問題 4 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- 2 関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないかなどの疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認する。
- 3 解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や、建築の知識のみから類推して調査範囲を絞り込むのではなく、網羅的な調査を行うことが基本であり、見落としを防ぐために建築の知識等の修得を不断に努めることが必要である。
- 4 2001（令和3）年4月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、現地調査は行わなくてもよい。

問題 5 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後には、HEPAフィルタ付き真空掃除機等で、十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- 2 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6か月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- 3 現地調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わないと石綿含有と「みなす」ことはできない。
- 4 安全措置が確保ができていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は、調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。

問題 6 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、JISマーク、製造年等の情報が記載されている。
- 2 建築物が増築されている場合、増築部分からのみの石綿含有が疑われる建材の試料採取では、既存部分の材料とは異なっている可能性が高く、当該建築物の代表する試料ではないことでもあるの留意する。
- 3 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
- 4 工場や、車庫等の壁材や、天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在、石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。

問題 7 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時等に混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。
- 2 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。
- 3 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- 4 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用するなど、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。

問題 8 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「成形の保温材」がほとんどである。
- 2 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
- 3 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、3箇所以上、1箇所あたり10cm²程度の試料をそれぞれ採取する。
- 4 成形保温材と成形保温材のつなぎ目に不定形保温材を使用する場合があります、不定形保温材は成形保温材に比べて石綿含有期間が長いため、試料採取に当たっては、成形保温材と成形保温材のつなぎ目を貫通して試料を採取する。

問題 9 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- 2 成形板の試料の採取は、試料採取範囲から2箇所を選定して、1箇所あたり100cm²程度の試料をそれぞれ採取する。
- 3 複層仕上塗材は、下地への付着強度が高いため、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。

4 書面・現地調査にはじまり、試料採取、そして分析までが適切に行われるには、的確に情報伝達を行うとともに、責任分担を明確化にすることが必要である。

問題 10 「現地調査の記録方法」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや、記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- 2 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- 3 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- 4 石綿含有建材の判定は、「劣化」又は「劣化なし（劣化が見られない）」という2極化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。

問題 11 「現地調査の記録方法」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査において、「やや劣化（一部劣化状態）と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- 2 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- 3 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無とその使用箇所を明確にする」ことが求められている。
- 4 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ち等の劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいうが、全般的に表面等の劣化が進み、毛羽立ち等が発生している状態も含まれる。

問題 12 「建材の石綿分析」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- 2 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- 3 アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- 4 定量分析方法2は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。

問題 13 「建材の石綿分析」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 定性分析方法1及び定性分析方法2は、「アスベストの含有の有無の判定基準」が異なっている。
- 2 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。

- 3 定性分析方法1においては、実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して2枚以上の標本を作製する。
- 4 定性分析法3の電子顕微鏡法は、定性分析法1又は定性分析法2を補完するものではなく、定性分析法3単独で石綿なしの判定を行うことができる。

問題 14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 分析機関から結果速報や、分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- 2 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図等）がそろっているかを確認する。
- 3 現地調査個票は、調査した「建物等の階数ごとに」作成することが望ましい。
- 4 定性分析方法1の分析結果の場合、非アスベスト繊維が何か特定しているかを確認する。

【 科目 5 】 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問題 1 「現地調査総括票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 「建築物の概要」欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
- 2 「所有者情報提供依頼概要」欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- 3 「所有者情報提供依頼概要」欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- 4 「今回調査箇所」欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。

問題 2 「現地調査総括票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
- 2 「今回調査箇所」欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（〇〇棟）には、別紙に棟別に整理し追加してもよい。
- 3 「今回調査できなかった箇所」欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名等を記載するとともに、図面で図示し（色塗り等）、その理由も簡潔に記載する。
- 4 「今回調査できなかった箇所」欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。

問題 3 「現地調査個票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物等ではフロアごとの作成も可とされる。
- 2 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールや、プレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板等の種別にも注視する。
- 3 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
- 4 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や、通称でもよい。

問題 4 「調査報告書の作成」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているが、分析結果は分析機関に責任があるため、内容についての依頼者への説明は責務の範囲を区別して行うべきである。
- 2 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。
下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- 3 現地調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- 4 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録しなければならない。

問題 5 「所有者等への報告」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査等を行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料を取りまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- 2 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- 3 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去まででなく、調査を終了した月から3年間記録を保存することが望ましい。
- 4 建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも、石綿含有建材調査者は理解しておく。